

セントルシアの入国規制措置（10月27日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 5歳以上の全ての入国者は、到着7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。同検査結果は、渡航前に電子メールで送付（宛先：TravelSaintLucia@gmail.com）する必要がある。渡航時には、PCR検査陰性証明書のコピー及び渡航許可レター（除く旅行圏からの渡航者）を印刷して持参すること。また、18歳以上の全ての入国者は、渡航7日前あるいはそれ以前に、渡航許可（登録）フォーム手続きをオンライン上で行う必要がある。渡航に際しては、自動応答メールを印刷して所持すること。

2 旅行圏 (Travel Bubble) からの渡航者

※旅行圏：アンティグア・バーブーダ、アンギラ、バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島

(1) 旅行圏からの渡航者で、直近少なくとも21日間、同圏内の国での滞在歴を有する者は、検疫措置から除外される。到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。PCR検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。

3 旅行圏以外からの渡航者

(1) 全ての渡航者は、渡航前に新型コロナウイルス認可施設での確約済み予約、あるいは国の検疫施設での予約確認、または確約済み乗船手配に係る渡航許可レターを受領する必要がある。渡航時には、同レターを印刷し持参すること。

(2) 到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。PCR検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。

(3) ホテル宿泊客は、別の新型コロナウイルス対策認定施設への移動や認可された余暇活動、ツアー、小旅行に参加する場合を除き、滞在期間中は施設内に留まる必要がある。新型コロナウイルス認可施設で14日滞在した者は、同施設から退去し、国内を自由に旅行できる。

4 自国民および居住者

(1) 全ての帰還国民及び居住者は、14日間の検疫措置が課される。渡航前に

は、国の検疫施設、自宅（自宅検疫許可を取得する必要あり）、新型コロナウイルス認可施設のいずれかで検疫措置が確定している必要がある。

（２）国の検疫施設で検疫中の者は、入国から７日後にPCR検査が課され、結果（１日～３日以内に判明）を受け取るまでの間、同施設内に留まる必要がある。同陰性結果取得後、自宅の状態が検疫要件と一致している場合には、自宅検疫が許可される。

５ 海上からの渡航者

（１）旅行圏からの海上経由での渡航者（直近少なくとも２１日間、同圏内の国で滞在している必要あり）は、検疫措置から除外される。

（２）到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。PCR検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。

（３）旅行圏外からの海上経由での渡航者は、到着から１４日間の検疫措置となり、到着時にPCR検査が課される。

（４）また、同検疫措置は、陸上、指定された港の船舶検疫施設、停泊中の船を選択（いずれも事前の入国許可取得が必要）することが出来、陸上の場合、新型コロナウイルス認可宿泊施設での検疫措置となり、施設費用及び移動費用を含め自己負担となる。港の船舶検疫施設での検疫の場合には、全ての関連費用は自己負担となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ : <http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。